

令和元年 1 2 月 1 6 日

南相馬市農業委員会
1 2 月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

農業委員会定例総会議事録

日 時 令和元年12月16日(月)午後1時30分開会

場 所 南相馬市労働福祉会館 会議室

1. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	若 杉 裕 二	出	11	佐 藤 洋	出
2	鎌 田 芳 彦	出	12	遠 藤 秀 明	出
3	菅 野 信 彦	出	13	山 内 弘 巳	出
4	欠 番		14	二 谷 純 市	出
5	梅 村 正 敏	出	15	半 谷 眞知子	出
6	西 内 文 夫	出	16	早 川 孝 雄	出
7	発 田 栄 一	出	17	佐 藤 良 一	欠
8	小谷津 弘 隆	出	18	岡 田 敏 文	出
9	塚 野 邦 好	出	19	寺 澤 白 行	出
10	今 野 由 喜	出			

2. 出席農地利用最適化推進委員

小高区 坂本 健一

鹿島区 鈴木 清教

原町区 本間 健一 酒井 盛男

3. 出席職員

局長 佐藤 光

主事 平田 幸子

次長 高橋徳比克

主事 米本 一樹

主査 山本 将之

農政課副主査 野地 俊紀

4 . 日 程

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 報告第 5 5 号 専決処分の報告について
- 日程第 4 報告第 5 6 号 農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について
- 日程第 5 報告第 5 7 号 総務企画専門委員会の開催報告について
- 日程第 6 報告第 5 8 号 農地法第 1 8 条第 6 項の賃貸借の解約等の通知について
- 日程第 7 報告第 5 9 号 違反転用事案の報告について
- 日程第 8 議案第 143 号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 9 議案第 144 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について
- 日程第 1 0 議案第 145 号 農地法第 3 条の規定による貸借権設定の許可申請について
- 日程第 1 1 議案第 146 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について(市許可分)
- 日程第 1 2 議案第 147 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について(県許可分)
- 日程第 1 3 議案第 148 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について(市許可分)
- 日程第 1 4 議案第 149 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について(県許可分)
- 日程第 1 5 議案第 150 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について(市許可分)
- 日程第 1 6 議案第 151 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について(県許可分)
- 日程第 1 7 議案第 152 号 農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について(市許可分)
- 日程第 1 8 議案第 153 号 農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について(県許可分)
- 日程第 1 9 議案第 154 号 現況確認証明願について

5 . 会議の概要

(開会 午後1時30分)

議 長 それでは、ただいまより令和元年12月南相馬市農業委員会定例総会を開会いたします。欠席通告者は17番委員であります。出席委員は会議規則第5条により定足数に達しております。

議 長 日程第1、議事録署名委員の指名については、会議規則第24条第2項の規定により、議席番号16番早川孝雄委員、18番岡田敏文委員、1番若杉裕二委員を指名いたします。

議 長 次に、日程第2、諸般の報告を行います。まず、11月27日に、全国農業者年金協議会並びに一般社団法人全国農業会議所主催による農業者年金加入推進セミナーが東京都港区のメルパルクホールで開催され、記念講演と加入推進に関する事例報告の聴講や情報交換を行ったところであります。さらに、浜通り地方農業委員会協議会主催による意見交換会が東京都中央区の銀座キャピタルホテルで開催され、台風19号及び10月25日豪雨の被害状況について意見交換を行ったところであります。また、翌28日には、同じく東京都で開催された、県選出国會議員への要請集会及び令和元年度全国農業委員会会長代表者集会に出席し、県選出国會議員には、先般、福島県下農業委員会大会で決議した事項の実現についての要望を行うとともに、全国農業委員会会長代表者集会では、人・農地プランの実質化を確実に進めるための研修を受けてきたところであります。次に、12月6日に、市役所北庁舎において、「台風19号及び10月25日の豪雨による農業再生に向けた要望書」を岡田会長職務代理者、半谷総務企画専門委員会委員長、二谷農地専門委員会委員長、本間農地利用最適化推進委員長と共に、中目農林水産担当理事を通しまして、市に要望したところあります。以上をもって諸般の報告といたします。

議 長 次に、日程第3、報告第55号、専決処分の報告についてを議題といたします。専決第15号について事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第55号専決第15号についてご説明いたします。議案書の2ページから3ページになります。農業経営基盤強化促進事業による所有権移転申し出に係る調整委員の指名について、福島県農業振興公社を通して農地売買による所有権移転の申し出がございましたので、調整委員2名の指名を専決いたしました。以上です。

議 長 　　ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議 長 　　ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

（専決第16号欠番）

議 長 　　次に、専決第17号について事務局からの報告を求めます。

事務局 　　報告第55号専決第17号についてご説明いたします。議案書の5ページになります。農地法第3条、所有権移転の許可内容の変更について、令和元年11月18日の定例総会において許可されたもので、売買による所有権移転から贈与による所有権移転への変更がございましたので、専決いたしました。詳細につきましては記載のとおりとなっております。以上です。

議 長 　　ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議 長 　　ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 　　次に、日程第4、報告第56号、農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告についてを議題といたします。調整委員主任の10番委員から報告を求めます。

10番委員 　　報告第56号についてご説明いたします。議案書の6ページになります。内容としては、去る11月29日、午前10時30分より、南相馬市役所北庁舎2階会議室2において、受け手1名、福島県農業振興公社より担当者1名、調整委員2名、事務局1名により開催いたしました。協議内容についてですが、申請農地について、福島県農業振興公社側から10a当たり29万円で、価格が提示され、受け手側も、この金額で合意し、売買代金は116万9,480円となりました。この件は、議案第143号、議案書14ページの農用地利用集積計画に載せてありますので、後ほど審議のほうよろしくお願いたします。以上です。

議 長 　　ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第5、報告第57号、総務企画専門委員会の開催報告についてを議題といたします。総務企画専門委員会委員長の半谷委員長から報告を求めます。

半谷委員長 総務企画専門委員会の開催報告をいたします。

1、開催日時 令和元年12月6日金曜日、午後1時30分から午後2時50分まで行いました。

2、場所につきましては、南相馬市役所北庁舎2階会議室2にて行いました。

3、出席者は記載のとおりです。

4、協議概要につきましては、

(1)令和2年度標準農作業料金の検討について、以下のことを協議しました。

密苗育苗を載せることを検討しました。

消費税が10%になったことから金額を再計算して示していくということです。

次回の検討会を令和2年1月31日金曜日開催予定としました。

(2)農地利用最適化推進委員との連携について、農地利用最適化推進委員(以下推進委員)の業務と農業委員やほかの推進委員間の連携を見直し、より効率的な業務を行うための検討を行いました。 、 、 につきましては、お目通しをお願いいたします。

議 長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第6、報告第58号、農地法第18条第6項の賃貸借の解約等の通知についてを議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第58号についてご説明いたします。議案書の8ページから11ページになります。今回18件の案件がございますが、合意による解約でありますので、県知事の許可を必要としないものとして手続しましたことをご報告いたします。詳細につきましては記載のとおりとなっております。なお、整理番号5番、17

番、18番の案件につきましては、本来以前の定例総会で報告するべきものでありましたが、未報告であったため、今回の定例総会での報告となりました。以上です。

議 長 　　ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議 長 　　ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 　　次に、日程第7、報告第59号、違反転用事案の報告についてを議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 　　報告第59号についてご説明いたします。議案書の12ページから13ページ、整理番号1番から4番について、当事者の氏名、住所、土地の所在、違反転用の種類、発生年月日等については記載のとおりです。整理番号1番については、亡き義父が昭和48年に自動車整備工場と自宅を建築してしまい、現在も使用しています。今般、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。続きまして、整理番号2番については、亡き夫が、平成12年に貸駐車場及び業務用駐車場を整備してしまい、現在も使用しています。今般、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。続きまして、整理番号3番については、平成28年頃に、資材置場及び駐車場用地として整備してしまい、現在も使用しています。今般、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。続きまして、整理番号4番については、40年以上前に、両親が農業用倉庫を建築し、現在は倉庫として使用しています。今般、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。以上です。

議 長 　　ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。13番委員。

13番委員 　　違反転用の案件については、毎回上がってきているんですが、議案提案の面積が大きいから重大だとか、小さいからそんな事がないとか、そういった問題はあまり関係ないかと思えますけれども、今回、この1番と2番については、たまたま同じ所有者の農地であるわけなんですけど、昭和48年に1,500㎡程、平成12年には2,500㎡程の面積を無断転用されていると。そして、現在、それが判明したということで上がって行って、処理方針については、ここにも書かれているように無断転用に至る経緯及び目的等を総合的に関して、原状回復を命ずる土地ではないということで、本来の農地転用許可申請を行うことという方針になってい

るわけなんです、ここで、この原状回復を命ずる土地でないのと、原状回復を命ずる土地と、その境の基準ってというのは、どういうものなのかをお伺いしたいと思います。

議 長 事務局。

事務局 今ほど質問のありました、1番、2番につきましては、第3種農地で用途地域内の農地であります。基本的には転用が可能となっている地域になっております。お質しのあった基準についてですが、現在の違反の状況が物理的に容易に農地に復元できるかできないかという状況から、判断するものと考えております。以上です。

議 長 13番委員よろしいですか。

13番委員 はい、わかりました。

議 長 ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第8、議案第143号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第143号についてご説明いたします。議案書の14ページから15ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するに当たりまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。議案につきましては担当課であります経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農政課担当職員からの説明を求めます。

農政課担当 議案第143号について説明いたします。議案書の14ページから15ページになります。所有権移転が1件となっており、内容については記載のとおりとなっております。対価につきましては、双方合意のうえで決定しております。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 　　ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議 長 　　ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 　　次に、日程第9、議案第144号、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 　　議案第144号についてご説明いたします。議案書の16ページから17ページになります。詳細につきましては、記載のとおりとなっております。補足としまして、申請番号2番について親子間の生前一括贈与となっておりますが、貸付地があることについて、この部分は受け人の所有地になっており、第三者への貸付をしていることになっております。今回の案件につきましては、調査担当委員からは、申請番号1番以外の案件については、許可要件を満たしているとの報告がございました。申請番号1番につきましては、申請地付近に違反転用と思われる農地がございました。調査担当委員より、土地所有者本人への聞き取り調査を実施していただき、調査の内容を定例総会終了後回収資料として皆様に配布いたしました。違反の状況についてですが、39番、40番1ともに1m以上の盛り土をしており、39番については半分を砂利敷きにし、駐車場として使用、40番1は、植木を植えているという状況になっております。現地の写真を添付してありますので、違反の状況について確認いただき、今後の方針等について、皆様からの意見を求めたいと思います。事務局からは以上です。

議 長 　　続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば発言を願います。13番委員。

13番委員 　　議案第144号申請番号1番について、現地調査の報告をいたします。去る12月11日午後3時頃より、申請人である譲受人の立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査事項に基づき、現地において、申請人からの聞き取り調査をしました結果、申請人である譲受人の所有する農地において、農地の一部に敷き砂利を行い、駐車場として使用していること、さらに、別の農地に植木を数カ所植栽し、農地以外に利用していることが確認されたため、違反転用地があると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願います。以上です。

議 長 暫時休議いたします。

(休議)

議 長 再開をいたします。二谷農地専門委員長。

二谷委員長 議案144号申請番号1番の案件につきましては、後日、農地専門委員会を開きまして現地調査をし、また、本人とも会いまして、違反転用の件、それから3条の件について再度、農業委員の中で協議をして1月の定例総会に発表したいと思っております。以上です。

議 長 ただいま二谷農地専門委員長からお話がありました。そういうことで、今後進めていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

議 長 そのほか、ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 それでは、議案第144号申請番号1番を除いて、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第10、議案第145号、農地法第3条の規定による貸借権設定の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第145号についてご説明いたします。議案書の18ページから21ページになります。詳細につきましては、記載のとおりとなっております。調査担当委員からは、これらの案件につきまして許可要件を満たしているとの報告がございました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、ただいまの議案に対しまして質疑があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。

議 長 日程第11、議案第146号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第146号についてご説明いたします。議案書の22ページから24ページ、申請番号1番から9番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件として、申請番号1番については報告第59号整理番号1番の追認を得るための案件です。続きまして、申請番号2番については、報告第59号整理番号2番の追認を得るための案件です。続きまして、申請番号3番については、報告第59号整理番号3番の追認を得るための案件です。続きまして、申請番号4番については、平成12年に2a未満の農業用倉庫の届け出済みであるため、現況地目が宅地になっております。続きまして、申請番号5番については、太陽光発電設備を設置するための通路としての一時転用であり、転用期間は許可日から5カ月となっており、議案第147号申請番号2番関連の案件です。また、資金計画が0円となっておりますが、造成をしたり、鉄板を敷いたりせずに、現在のまま通路として利用することから、費用は発生しないとのことです。続きまして、申請番号6番については、農地改良としての一時転用であり、転用期間は許可日から令和2年4月30日までとなっております。また、資金計画が0円となっておりますが、所有者が自分の農作業時に合わせて自ら施行することから、費用は発生しないとのことです。続きまして、申請番号7番については、農地改良、堆肥場としての一時転用であり、転用期間は許可日から令和3年3月31日までとなっております。また、資金計画が0円となっておりますが、所有者が自分の農作業時に合わせて自ら施行することから、費用は発生しないとのことです。続きまして、申請番号9番については、報告第59号整理番号4番の追認を得るための案件です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いいたします。申請番号1番、

2番、9番については、11番委員。

11番委員 議案第146号申請番号1番について現地調査の報告いたします。この議案は報告第59号整理番号1番関連案件でございます。現地案内図は1ページです。去る12月8日午前10時より、申請人立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、申請人からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いたします。続きまして、議案第146号申請番号2番について現地調査の報告をいたします。この議案は、報告第59号整理番号2番関連案件でございます。現地案内図は1ページです。去る12月8日午前10時より、申請人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、申請人からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準とも満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いたします。続きまして、議案第146号申請番号9番について、現地の調査報告をいたします。この議案は、報告第59号整理番号4番関連案件でございます。現地案内図は7ページです。去る12月14日午前10時より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いたします。以上でございます。

議 長 申請番号3番について、14番委員。

14番委員 議案第146号申請番号3番について報告いたします。案内図は2ページです。申請内容は記載のとおりです。報告第59号整理番号3番の関連案件です。去る12月12日午前9時頃、申請人立ち会いのもと、聞き取り、現地調査を行いました。立地基準、一般基準とも満たしていると判断してまいりました。皆様のご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。

議 長 申請番号4番、5番について、18番委員。

18番委員 議案第146号申請番号4番について、現地調査の報告をいたします。詳細については記載のとおりであります。現地案内図は3ページです。去る12月9日午後3時30分より、申請人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、申請人から聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、当該地は申請人の宅地の隣接にあり、立地基準、一般基準とも満たしているものと判断してきました。よろしくご審議のほどお願いたします。続きまして、

議案第146号申請番号5番について現地調査の報告をいたします。太陽光発電の設備のための資材運搬等の通路としての一時転用であります。現地案内図は4ページの です。去る12月13日午前10時より、申請人立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、申請人からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、当該地は河川堤防、さらには、農地に囲まれておりますが、平坦地であるため、整地作業等は不要なため、立地基準、一般基準とも満たしていると判断いたしました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 続きまして、申請番号6番、7番について、15番委員。

15番委員 議案第146号申請番号6番について、報告をいたします。現地案内図は5ページの です。12月10日午後1時より、代理人である行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。所在、地番、申請事由は記載のとおりです。なお、資金計画0円につきましては、自分の持っている重機を使い農作業の一環として実施するため、費用は、燃料代ぐらいなので、特に計上する金額ではないとのことでした。調査の結果、立地基準、一般基準ともに満たしており、何ら問題ないと判断いたしました。皆様のご審議方よろしくお願いいたします。続きまして、議案第146号申請番号7番について報告いたします。現地案内図は5ページの です。去る12月10日午後1時15分頃より、代理人である行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。所在、地番、申請事由は記載のとおりです。なお、資金計画0円につきましては、自分の所持している重機を使い、農作業の一環として実施するため、費用は燃料代ぐらいなので特に計上する必要がありませんとのことでした。調査の結果、立地基準、一般基準ともに満たしており、何ら問題ないと判断いたしましたので、皆様のご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 続きまして、申請番号8番について、10番委員。

10番委員 議案146号申請番号8番について現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は6ページです。去る12月11日に、午前10時より、行政書士及び申請者立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、行政書士及び申請者からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第12、議案第147号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第147号についてご説明いたします。議案書の25ページ、申請番号1番及び2番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件として、申請番号1番については、第2種農地に太陽光発電設備を設置するための転用申請です。続きまして、申請番号2番については、第2種農地に太陽光発電設備を設置するための転用申請で、議案第146号申請番号5番関連の案件です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いいたします。申請番号1番、2番について、18番委員。

18番委員 議案第147号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。この件につきましては、太陽光発電設備の設置のための転用であります。現地案内図は4ページの です。去る12月13日午前10時30分より、申請人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、申請人からの聞き取り、また、現地の状況等を調査した結果、当該地は道路、さらには山林に囲まれており、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。よろしくご審議のほどお願いします。続きまして、議案第147号申請番号2番について現地調査の報告をいたします。太陽光発電設備の設置のための転用であり議案第146号申請番号5番関連の案件です。現地案内図は4ページの です。去る12月13日午前10時30分より、申請人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、申請人からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、当該地は河川の堤防、さらには農地に囲まれておりますが、平坦地のため、整地作業は不要でありますので、立地基準、一般基準であるとも満たしているものと判断いたしました。よろしくご審議のほどお願いします。

議 長 それでは、ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第13、議案第148号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第148号についてご説明いたします。議案書の26ページ、申請番号1番について、当事者の住所、氏名、土地の表示等は記載のとおりです。事業計画変更に係る事由ですが、請負工事期間の工期が延長されたことから、それに伴う一時転用期間を延長するための事業計画変更となります。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号1番について、11番委員。

11番委員 議案第148号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は8ページです。この議案は、令和元年5月17日付けで令和元年12月20日までの農地法第5条の一時転用許可を受けた案件ですが、請負計画延長で一時転用期間を令和2年5月31日までの延長する内容でございます。去る12月8日午前9時30分より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。また、現況等も特に問題があるような一時転用の使用状況ではありませんでした。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上であります。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第14、議案第149号、農地法第5条規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第149号についてご説明いたします。議案書の27ページ、申請番号1番について、当事者の住所、氏名、土地の表示等は記載のとおりです。事業計画変更に係る事由ですが、土砂採取場、通路、待機場として使用する目的で転用許可を受けておりますが、県道からの進入通路の幅員が狭く大型トラックの往来が

危険で支障をきたしていることから、通路の幅員を拡幅するため、事業計画を変更するもので、議案第153号申請番号4番関連の案件です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いいたします。申請番号1番について、18番委員。

18番委員 議案第149号申請番号1番につきましては、議案第153号申請番号4番の関連でございますので、後ほど報告をいたします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり、許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第15、議案第150号、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第150号についてご説明いたします。議案書の28ページ、申請番号1番及び2番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件はございません。以上です

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号1番、2番について、11番委員。

11番委員 議案第150号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は10ページです。去る12月8日午前9時より、申請人立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、申請人からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。続きまして、議案第150号申請番号2番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は11ページです。去る12月14日午前10時30分より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。

議 長 　　ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議 長 　　ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 　　次に、日程第 16、議案第 151号、農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。状況からの説明を求めます。

事務局 　　議案第 151号についてご説明いたします。議案書の 29 ページ、申請番号 1 番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。第 2 種農地を土砂採取場として使用した後に、駐車場等として使用するための転用申請です。以上です。

議 長 　　続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号 1 番について、18 番委員。

18 番委員 　　議案第 151号申請番号 1 番について現地調査の報告をいたします。案内図は 12 ページであります。土砂採取事業、その後、大型ダンプ等の駐車場として土地の利用をするための転用であります。去る 12 月 9 日午後 2 時より、受人立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の項目に基づき、受人から聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、当該地は山林に囲まれており、立地基準、一般基準とも満たしているものと判断いたしました。よろしくご審議のほどをお願いします。

議 長 　　ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。7 番委員。

7 番委員 　　ちょっと質問させてください。ただいまの説明でもわかるんですが、この申請地は、採取地から大型ダンプで土砂を運ぶということでございますけども、大きな公道と申請地との間の道路というのは、大型自動車を通れるのかを確認したと思いますが、その辺で新たにまた農地を潰して再度広げることはないのかどうか、採取地付近だけで十分なのか確認したいのでよろしくをお願いします。

議 長 　　18 番委員。

18 番委員 　　現地案内図のとおり 2 カ所あるわけでございますが、下のほうの申請地の下の部分は山林であります。1 年半前からこの山林の部分の 10,000 m²程土砂を採取

して終わったところでございます。交通の件ですが、下に市道がありまして、この間、一年半ぐらいは何の支障もなかったようでございます。以上です。

議 長 7 番委員、よろしいですか。

7 番委員 はい、理解しました。

議 長 その他、ないようでございますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第 17、議案第 152 号、農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 152 号についてご説明いたします。議案書の 30 ページ、申請番号 1 番から 3 番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件のみご説明いたします。申請番号 2 番については、太陽光発電設備を設置するための通路としての一時転用であり、転用期間は許可日から 5 カ月間となっております。議案第 153 号申請番号 1 番関連の案件です。また、資金計画が 0 円となっておりますが、造成をしたり、鉄板を敷いたりするわけではなく、現在のまま通路として使用することから費用が発生しないとのことです。続きまして、申請番号 3 番については、携帯電話基地局を設置するための一時転用であり、転用期間は許可日から令和 2 年 2 月 29 日までとなっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号 1 番について、3 番委員。

3 番委員 議案第 152 号申請番号 1 番につきまして、現地調査の報告をいたします。現地案内図は 13 ページになります。去る 12 月 10 日午後 4 時ころより、設定人並びに代理人行政書士の立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、設定人並びに代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をお願いいたします。

議 長 申請番号 2 番について、18 番委員。

18 番委員 議案第 152 号申請番号 2 番について現地調査の報告をいたします。太陽光発

電設備設置のための通路としての一時転用であります。案内図は4ページの です。去る12月13日午前10時より、申請人による立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、申請人からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準とも、満たしているものと判断いたしました。よろしくお願いたします。

議 長 続きまして、申請番号3番について、5番委員。

5番委員 議案第152号申請番号3番についての現地調査の結果を報告いたします。申請人代理人立ち会いのもと、12月12日午前11時30分頃から現地調査を行いました。調査事項に基づきまして調査をいたしました結果、立地基準、一般基準に照らし合わせまして、何ら問題がないことを確認しましたのでご報告いたします。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第18、議案第153号、農地法第5条の規定による、貸借権設定の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第153号についてご説明いたします。議案書の31ページから32ページ、申請番号1番から4番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請番号1番については、第2種農地に太陽光発電設備を設置するための転用申請であり、議案第152号申請番号2番関連案件です。続きまして、申請番号2番については、太陽光パネルの下部で営農を継続して行う営農型太陽光発電設備を設置するための一時転用であり、議案第145号申請番号2番関連の案件となっております。転用面積は支柱部分のみとなることから、わずかな面積となります。この転用申請は営農者が認定農業者でないことから、転用期間は許可日から3年間となっております。なお、営農型発電設備の一時転用は営農計画や転用計画について、福島県と事前協議が必要となっており、本案件についても、福島県相双農林事務所と綿密な事前協議を行い、その内容であれば許可することができるとの回答があったことから、転用申請に至ったものです。続きまして、申請番号3番については、申請番号2番と同様、太陽光パネルの下部で営農を継続して行う営農型太陽光発電設備を設置するための一

時転用であり、議案第145号申請番号4番関連の案件となっております。転用面積は支柱の部分のみとなっていることから、わずかな面積となります。この転用申請は営農者が認定農業者であることから、転用期間は許可日から10年間となっております。なお、営農型発電設備の一時転用は、営農計画や事業計画について、福島県との事前協議が必要となっており、本案件についても、福島県相双農林事務所と面密な事前協議を行い、この内容であれば許可することができるとの回答があったことから、転用申請に至ったものです。続きまして、申請番号4番については、通路として使用するための一時転用で、転用期間は許可日から令和4年8月1日までとなっております、議案第149号申請番号1番関連の案件です。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号1番、4番について、18番委員。

18番委員 議案第153号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。太陽光発電設備設置のための転用であります。案内図は4ページの です。去る12月13日午後2時30分より、申請人立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、申請人からの聞き取り、また、現地の状況を調査しました結果、当該地は河川の堤防、さらには農地に囲まれておりますが、平坦地のため、整地作業は不要であります。よって立地基準、一般基準とも満たしていると判断いたしました。よろしくご審議のほどお願いします。続きまして、議案第153号申請番号4番について現地調査の報告をいたします。議案第149号申請番号1番の関連でございます。土砂採取事業のためのダンプの通路拡幅のための一時転用であります。現地案内図は9ページであります。去る12月9日午前11時より、被設定人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の項目に基づき、被設定人から聞き取り、また現地の状況等を調査いたしました結果、当該地は1枚の水田の中での拡幅であるため、立地基準、一般基準とも満たしているものと判断いたしました。よろしくご審議のほどお願いします。

議長 続きまして、申請番号2番について、6番委員。

6番委員 議案第153号申請番号2番について現地調査結果を報告いたします。現地案内図は15ページであります。所在から申請事由は記載のとおりであります。去る12月9日10時頃、設定人、被設定人の立ち会いのもと、現地調査を行いました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。また、被設定人には3年3作以上経過しないと、その後の農地転用の申請はできなくなりますと、お伝えいたしました。皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議 長 続きますて、申請番号3番について、13番委員。

13番委員 議案第153号申請番号3番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は16ページです。申請内容、申請事由は記載のとおりです。なお、本案件は、議案第145号申請番号4番と関連するものであり、設定人から貸借をした農地で、ブルーベリー栽培による営農しながら、上部空間を利用し補助収入を目的とした営農型太陽光発電設備を設置するための必要な転用申請であります。去る12月10日午後1時頃より、被設定人の立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、被設定人からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議 長 それでは、ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。14番委員。

14番委員 申請番号2番については何を作付するのでしょうか。

議 長 事務局。

事務局 栽培作物は榊ということです。榊については収穫まで3年ほどかかるのですが、許可処分庁であります福島県との事前協議で妥当と判断されております。以上です。

議 長 14番委員、よろしいでしょうか。

14番委員 はい、了解しました。

議 長 この営農型太陽光発電の申請番号2番、3番について、申請番号2番につきましては榊、3番についてはブルーベリーということでございますが、現在、農地はどのような形で管理されているのか。調査員の方に、お聞きしたいと思います。

6番委員 申請番号2番の農地は、現在は管理というか、雑草とかは刈ってきれいにした状態で何も作付けはしておりません。以上です。

13番委員 申請番号3番については、過年度基盤整備で整地をされた田んぼなんですが、津波で水をかぶったところで、災害復旧工事がこれから予定されているところの

農地を利用して、営農型太陽光設備を計画しているところでございます。以上です。

議 長 なぜ、確認したかと申しますと、作物いろいろ作付しても、最初はよろしいんですが、作付した時点で、草に負けると営農型と言っても営農が出来る状態とは行きません。今後、調査に当たっては、厳しく除草対策をして土壤改良をしながら、雑草に負けないような形で行ってくださいというような管理の面を特に重視してご指導していただきたいと思えます。以上です。

議 長 それでは、ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。14番委員。

14番委員 事務局にお伺いしたいんですが、今、営農型の意見が出ました。これの現地調査っていうのは、今後において来年、再来年にあるんでしょうか。

事務局 営農型発電に対しまして、なるべくその現地調査とかは、継続して見ていきたいとは思っております。ただ、その度合にもよるとは思います。状態が良好であればそれなりに、ひどいところであれば県とかと協議して重点的に見ていく、そういうような形が一番いいのかなと、現時点では思っております。以上です。

議 長 14番委員。

14番委員 はい、了解しました。

議 長 ほかに何かありますか。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第19、議案第154号、現況確認証明願いについてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第154号についてご説明いたします。議案書の33ページになります。申請番号1番について、土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりです。内容は、不耕作により非農地化したことに対する証明願いです。申請のあった2

筆の農地すべてについて非農地と判定いたしました。なお、担当農業委員に現地調査を依頼しておりますので、ご報告お願いいたします。以上です。

議 長 今回の現地調査員を代表いたしまして、2番委員から報告をお願いいたします。

2番委員 去る12月5日、15番委員、10番委員と私と事務局、それから、申請人の奥様と5名で現地調査を行いました。現地に入るときに、ほかの人の庭先を通らなくてはいけないというところで、進入路がありませんでした。また、現地は山林化しており、竹藪等が繁茂していることから、非農地と判定判断させていただきました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 以上で本日予定いたしました報告5件、並びに議案12件、合わせて17件の審議をすべて終了いたしました。これをもちまして、本日の12月定例総会を閉会いたします。各委員の皆様、大変お疲れ様でございました。

(終了)

(閉会 午後3時40分)

南相馬市農業委員会会議規則第24条第1項及び第2項の規定により署名する。

令和元年12月16日

議事録署名人(16番・ハヤカワ タカオ)

議事録署名人(18番・オカダ トシフミ)

議事録署名人(1番・ワカスギ ユウジ)